

平成19年度から適用される市・県民税に係る税制改正

市民税・県民税の所得割の税率の改正

市民税・県民税所得割の税率が10%に統一されます

市民税・県民税所得割の税率は従来の3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律に10%の比例税率構造に変えることになりました。

超過累進構造 → 比例税率構造

平成18年度分まで	平成19年度分から
課税所得が200万円以下：5% 課税所得が200万円超700万円以下：10% 課税所得が700万円超：13%	一律10%
※ 上記の税率は、市民税と県民税を合計したものです。 200万円までの課税所得は税率5% 200万円から700万円までの課税所得は10% 700万円超の課税所得は税率13% ◎ 例えば、課税所得が300万円の場合 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$	課税所得にかかわらず、一律10% ◎ 例えば、課税所得が300万円の場合 $300万円 \times 10\% = 30万円$ ※ 実際の税額は、この他に人定控除の差に対応した減額措置が講じられます。

課税所得とは？

皆さんの給与や事業収入などは、税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とは、この「収入」から、給与所得控除、社会保険料控除、扶養控除などの諸控除を差し引いた残りの金額です。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

◎ 税源移譲によって市民税・県民税が増えても、所得税が減るため、「市民税・県民税+所得税」の負担の総額は変わりません。

市民税・県民税所得割の10%比例税率化に伴い、国の所得税の税率も変わります。

市民税・県民税については、最低税率が5%から10%に引き上げ、最高税率が13%から10%に引き下げられますが、所得税は逆に最低税率が10%から5%に引き下げ、最高税率が37%から40%に引き上げとなります。

また、人的控除の差に対応した市民税・県民税の減額措置も講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「市民税・県民税」の納税者の負担は変わりません。

※ 税源移譲による税負担は変わりませんが、定率減税廃止により、税額は増えます。

税源移譲による所得税、市民税・県民税の変化のモデル（年間）

○ 独身者の場合

給与収入	税源移譲前（円）			税源移譲後（円）			負担増減額
	所得税	市・県民税	合計	所得税	市・県民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	868,500	650,500	1,519,000	0円

○ 夫婦＋子2人の場合

給与収入	税源移譲前（円）			税源移譲後（円）			負担増減額
	所得税	市・県民税	合計	所得税	市・県民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円

※ 夫婦＋子2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

☆ 上記は税源移譲による負担変動を示すものです。

適用時期

◎ 所得税…平成19年分以降

◎ 市民税・県民税…平成19年度分以降

※ 給与所得者の場合、通常平成19年1月から所得税が減少し、平成19年6月から市・県民税が増加します。

人的控除の差に基づく調整措置の創設

市民税・県民税と所得税の人的控除差について

市民税・県民税と所得税では、配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があります。したがって、同じ所得でも、市民税・県民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、市民税・県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市民税・県民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないようになっています。

市民税・県民税と所得税の人的控除額

控除の種類	市民税・県民税	所得税	差
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
基礎控除	33万円	38万円	5万円

定率減税の廃止

景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税は、国の税制改正により全面的に廃止されることになりました。

給与所得者の場合、所得税の定率減税は平成18年12月まで、市民税・県民税の定率減税は平成19年5月分までとなります。

[改正前の定率減税の内容]

所得税…税額の10%相当額を控除（125,000円を限度）

市民税・県民税…税額の7.5%相当額を控除（20,000円を限度）

※ 税源移譲による税負担は変わりませんが、定率減税廃止により、税負担が増えます。

年齢65歳以上の方の非課税措置の段階的廃止

平成18年度より65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方に対する市民税・県民税の非課税措置が廃止されています。

経過措置として平成18年度は算出税額の3分の1が、平成19年度は算出金額の3分の2が課税されます。

※1：前縁中の合計所得金額が125万円以下の方で、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上の方が対象です。

※2：合計所得金額125万円を年金収入に換算すると、245万円になります。

経過措置期間の税額

年度	所得割（市・県民税）	均等割（市・県民税）
平成18年度	税額の3分の1を課税	1,300円
平成19年度	税額の3分の2を課税	1,301円
平成20年度	全額を課税 <経過措置終了>	4,000円 <経過措置終了>

個人市民税・県民税の分離退職の税率の改正

個人市民税・県民税の分離退職の税率が一律10%になります。これまで、個人市民税・県民税の分離退職所得の税率は3段階の税率（5、10、13%）が適用されていましたが、平成19年1月徴収分からは、一律10%（市：6%、県：4%）の税率が適用されます。（税額の10分の1を控除する措置は変わりません。）これにより、これまで税額を算出する際に用いられていた「退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表」が廃止されました。